

2つくば幼保第 201 号
令和 2 年（2020 年）4 月 28 日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
（公印省略）

保育施設利用の自粛期間の延長について（第 3 報）

日頃からつくば市保育行政、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を頂きお礼申し上げます。

4 月 17 日付 2 つくば幼保第 152 号において、保育施設利用自粛の再通知をさせていただきましたところ、多くの保護者の皆様にご協力いただき、誠にありがとうございます。

そのような中、4 月 24 日に茨城県知事から、5 月 31 日までの期間、学校等の休校要請が出されました。このことを踏まえ、保育施設の利用についても、下記のとおり利用自粛期間を延長させていただきます。保護者の皆様におかれましては、これまで利用自粛にご協力いただいておりますが、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 自粛延長期間

令和 2 年（2020 年）5 月 7 日（木）～令和 2 年（2020 年）5 月 31 日（日）

2 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設

（保育所、保育園、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育施設）

3 利用者負担（保育料）の取扱い

自肅要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方向で検討しております。詳細が決定次第、ご案内いたします。

利用者負担（基本の保育料）のみが対象となります。実費徴収（給食費含む）や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

4 お休みになる場合

施設へご連絡ください。施設のスムーズな保育運営にご協力をお願いします。

5 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月（里帰り出産のため欠席する場合は2か月）を超えて、保育所（園）・認定こども園等へ登園しない場合は退園となりますが、自肅要請期間中の欠席は対象としません。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111